

No. 1291 (2024. 9. 5)

決済サービスにおける消費者保護

はじめに

I 消費生活相談件数

II 様々な支払手段

1 支払手段の種類

2 支払の構造

III 規制の対象外となっている決済

サービスに関する議論

1 BNPL

2 キャリア決済

3 収納代行

IV 横断的で統合的な決済法制の構築

おわりに

補論 (諸外国の動き)

キーワード: キャッシュレス決済、割賦販売法、クレジットカード、資金決済法、
収納代行、BNPL、キャリア決済

- 令和 2 (2020) 年の割賦販売法改正時の附則では、施行後 5 年を目途に実施状況を踏まえて規定の検討を行うことが定められた。令和 6 (2024) 年の内閣府消費者委員会による第 5 期消費者基本計画策定に向けた意見表明では、複雑化、多様化する決済制度の透明化が重点事項の 1 つに掲げられた。
- 現在、法規制の対象となっていない支払方法に関する消費生活相談件数が増加しており、対応の必要性が指摘されている。
- ただし、過剰な規制は、事業活動の委縮、技術革新の停滞、ひいては消費者にとっての利便性低下を招く可能性があるため、法整備の検討においては、消費者保護と規制がもたらす影響とのバランスを考慮することとなる。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

経済産業課 高澤 美有紀

はじめに

クレジットカード、電子マネー等によるキャッシュレス決済¹の比率は年々増加し、平成 25 (2013) 年の 15.3%から令和 5 (2023) 年には 39.3%に達した²。支払手段が多様化したことにより、クレジットカードだけでなく、法規制の及ばない支払方法に関する消費生活相談件数が増加している。こうした中、内閣府消費者委員会（以下「消費者委員会」という。）³は、令和 7 (2025) 年度からの 5 年間を対象とする第 5 期消費者基本計画⁴策定に向けた意見表明において、複雑化、多様化する決済制度の透明化を重点事項の 1 つに掲げた⁵。また、令和 2 (2020) 年に、新しい技術やサービスに対応し利用者が安全・安心に多様な決済手段を利用できる環境を整備することを目的として割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号）が改正された際、施行後 5 年を目途として同法の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは当該規定について検討することが附則に規定された⁶。

本稿では、消費者委員会の決済制度の透明化に関する意見のうち、支払手段の多様化・複雑化の法的側面に関する論点を紹介する。

I 消費生活相談件数

独立行政法人国民生活センターがまとめたキャッシュレス決済関連の消費生活相談の件数（図）を見ると、個々の商品・サービスの購入時に消費者が与信を受け、カード等を利用することなく、2 月内の支払ができる後払いサービス（BNPL）⁷（Ⅱ1 及びⅢ1 で後述）の相談件数の増加が目立ち、令和 4 (2022) 年度の相談件数は、前年度の 20,300 件から 2.1 倍の 42,849 件と

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和 6 (2024) 年 8 月 26 日である。なお、キャッシュレス決済の現状と課題をまとめた資料として、青木ふみ「キャッシュレス決済の現状と課題—消費者保護を中心に—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1197, 2022.8.3. <<https://doi.org/10.11501/12312172>> を参照。

¹ 「キャッシュレス決済」について一般に広く認められた定義はない（キャッシュレス決済の定義について詳細は、大森健吾「第 9 章 キャッシュレス化推進と EBPM」国立国会図書館調査及び立法考査局編『EBPM（証拠に基づく政策形成）の取組と課題—総合調査報告書—』（調査資料 2019-3）2020.3, pp.158-159. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/11460689/1/1>> を参照）。「決済」とは、売買代金の支払など経済取引におけるお金の受払いや証券の受渡しをいい、これにより債権が消滅する。「支払」は、紙幣や硬貨など「決済手段」そのものを相手に引き渡すことを指す場合（この場合「支払」は決済を意味する。）と、クレジットカード等を用いて「指図手段」（預金の移動を銀行に指示する手段）を取引相手に引き渡すことを指す場合（この場合「支払」は「決済の予告」を意味する。）がある（青木周平「『決済の原理』—決済についての入門講義—」2001, pp.2, 19-24. 日本銀行ウェブサイト <<https://www.boj.or.jp/paym/outline/data/kagall.pdf>>）。本稿で、引用元の記載に応じて記述した箇所は、これらの定義と必ずしも一致していない場合がある。

² 「【参考】キャッシュレス決済額・比率の内訳の推移（2010～2023 年）」経済産業省ウェブサイト <<https://www.meti.go.jp/press/2023/03/20240329006/20240329006-a.xlsx>>

³ 消費者委員会は、独立した第三者機関として、各種の消費者問題について、自ら調査・審議を行い、消費者庁を含む関係省庁の消費者行政全般に対して意見表明（建議等）を行うとともに、内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官の諮問に応じて調査・審議を実施する。内閣総理大臣が任命した委員（10人以内）で組織される（消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）第6・9・10条）。

⁴ 消費者基本計画は、消費者基本法（昭和43年法律第78号）第9条に基づき、消費者政策の計画的な推進を図るために閣議決定される計画である。令和2（2020）年3月31日に第4期消費者基本計画が閣議決定されている。

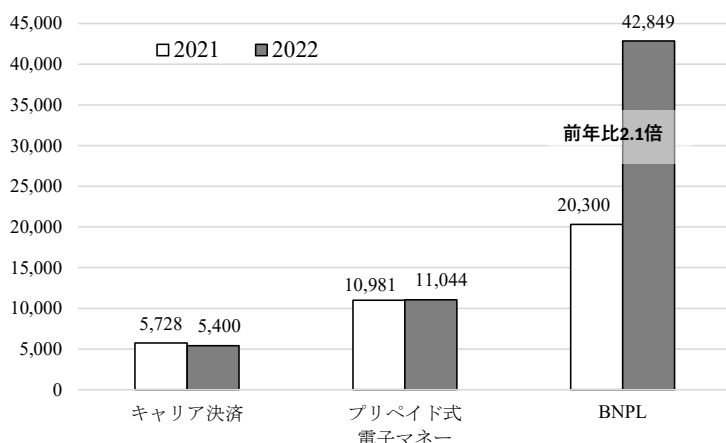
⁵ 消費者委員会「次期消費者基本計画策定に向けた消費者委員会意見」2024.4.22, pp.19-20. <https://www.cao.go.jp/consumer/content/20240422_iken2.pdf>

⁶ 割賦販売法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 64 号）附則第 7 条

⁷ 独立行政法人国民生活センター「キャッシュレス決済が関わる消費生活相談の現状」（第 416 回消費者委員会本会議 資料 1）2023.11.14, p.5. 内閣府ウェブサイト <https://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/2023/416/doc/20231114_shiryou1_2.pdf> BNPL は、Buy Now Pay Later の略である。

なった⁸。BNPLには、契約したつもりのない定期購入の事例等がある⁹。プリペイド式電子マネー¹⁰に関する相談件数は、横ばいであるが、当選金の受領に要する費用、出会い系サイトの費用、パソコンサポート詐欺のサポート料金を送金させる等の詐欺目的の事例がある¹¹。キャリア決済¹²（Ⅱ1及びⅢ2で後述）の相談件数も横ばいであるが、高額なオンラインゲームの課金等を請求内容に納得できないまま通信料金と一括で支払わざるを得ない事例がある¹³。このように、新しい決済サービスによる消費者トラブルが問題となりつつある。

図 キャッシュレス決済関連の消費生活相談件数（年度別、単位：件数）



（出典）独立行政法人国民生活センター「キャッシュレス決済が関わる消費生活相談の現状」（第416回消費者委員会本会議 資料1）2023.11.14, pp.5, 7, 11. 内閣府ウェブサイト <https://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/2023/416/doc/20231114_shiryoul_2.pdf> を基に筆者作成。

Ⅱ 様々な支払手段

「はじめに」で記載したように、支払手段が多様化・複雑化していることから、本章では、支払手段の類型（表1）と支払の構造（表2）を概観する。

1 支払手段の類型

支払手段は、前払い、即時払い、後払いに大別でき、適用される法律には、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号。以下「資金決済法」という。）、銀行法（昭和56年法律第59号）、割賦販売法がある（表1）。日本では、銀行業と商業が分離して発展した経緯から、銀行業と販売信用について業態ごとに別の法規制が行われているという特徴がある¹⁴。

表1のうち、前払いに分類される第三者型前払式支払手段は、あらかじめ対価を得て発行される証券又は番号・記号その他の符号であって（前払式支払手段）、発行者以外の第三者から商品・サービスを購入する場合に、対価の支払に使用できる支払手段をいう（資金決済法第3条）。具体例として、商品券、プリペイドカード、プリペイドの価値がカードのICチップに保存されているカード型電子マネー（nanaco等）や発行企業のサーバに記録されているサーバ型

⁸ 同上 同資料では、一部他の支払手段と重複する場合があるとされる。

⁹ 同上, p.19.

¹⁰ ここでの「プリペイド式電子マネー」は、チャージして使用する電子マネーを指している（同上, p.11.）。

¹¹ 同上, p.22.

¹² ここでの「キャリア決済」は、デジタルコンテンツや商品等の購入代金を携帯電話通信料金と合算して支払う方法を指している（同上, p.7.）。

¹³ 同上, p.20.

¹⁴ 千葉恵美子「第1章 キャッシュレス決済の横断的検討の必要性と検討の視点」同編『キャッシュレス決済と法規整—横断的・包括的な電子決済法制の制定に向けて—』民事法研究会, 2019, pp.10-14.

電子マネー（Google Play ギフト等）がある。即時払いに分類される資金移動は、銀行等以外の事業者が登録を受けて行う為替取引¹⁵（いわゆる送金サービス）である（同法第2条第2項）。

これらの事業者はいずれも、登録制を採り（表1②）、利用者情報の安全管理義務（表1③）や利用者の資金保全義務（表1④）を負う。両者の違いとして、第三者型前払式支払手段を発行する事業者は、同事業者と加盟店契約を締結した加盟店が利用者に商品・サービスを提供することから、加盟店が販売・提供する商品・サービスについて公序良俗に照らして問題がないか等を加盟店契約締結時に、また締結後は定期的に調査する義務を負う（表1⑥）。これに対し、資金移動を扱う事業者には、このような調査義務はない。

表1の後払いに分類される包括信用購入あっせんは、包括信用購入あっせん業者（クレジットカード等の発行会社）が、カード等を利用者に交付し、カード等の加盟店でカード等を用いて商品等を購入した利用者から、2月以上の期間にわたりあらかじめ定められた期限までに代金を受領するものである（割賦販売法第2条第3項）¹⁶。同業者は、利用者情報を適正に取り扱うとともに（表1③）、利用者の年収等から支払可能見込額を調査して支払可能見込額を超える与信を行わない義務を負う（表1⑤）。また、悪質加盟店や不良加盟店の排除を目的として、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者¹⁷に加盟店調査義務が課されている（表1⑥）。収納代行、BNPL、キャリア決済については、IIIで後述する。

表1 各種支払手段に対する法規制の例

支払手段の種類		前払い		即時払い		後払い	
支払手段の例		第三者型前払式支払手段	資金移動	収納代行	包括信用購入あっせん	BNPL	キャリア決済
具体例		電子マネー 商品券	送金	コンビニエンスストア払い	クレジットカード払い		
①	法律 監督省庁	資金決済法 金融庁		なし	割賦販売法 経済産業省	なし	なし
②	参入規制	登録制 7条	登録制 37条	なし	登録制 31条	なし	なし
③	利用者情報	○21条 (安全管理)	○49条 (安全管理)	なし	○30条の5の2 (適正取扱)	なし	なし
④	利用者資金保全義務	○14条	○43条	なし	なし（利用者の資金を預からない）		
⑤	過剰与信防止	なし（利用者にと与信を行わない）			○30条の2 30条の2の2	なし	なし
⑥	加盟店調査措置	○10条1項3号	なし	なし	○35条の17の8	なし	なし
⑦	利用者の苦情処理	○21条の3	なし ^(注)	なし	○30条の5の2	なし	なし

* この表に記載したもの以外に、銀行振込（即時払い、銀行法の対象で金融庁が監督）、包括信用購入あっせんと異なりクレジットカードを用いない信用購入あっせん（後払い。割賦販売法での対象で経済産業省が監督。いずれの信用購入あっせん事業者も代金は2月以上の期間にわたり受領）等様々な支払手段がある。なお、表中「収納代行」の一部は、資金決済法の対象である。

(注) なお、資金移動業者は、指定資金移動業務紛争解決機関との契約締結義務を負う（資金決済法第51条の4）。（出典）坂勇一郎「決済制度の現状と課題～資金決済法関連を中心に～」(第416回消費者委員会本会議 資料6) 2023.11.14, pp.3, 11. 内閣府ウェブサイト <https://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/2023/416/doc/20231114_shiryoku_3.pdf> 等を基に筆者作成。

¹⁵ 銀行法、資金決済法その他の法令では定義されていないが、通常、判例により、「為替取引を行うこと」とは、「顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行すること」をいう（最高裁判所第三小法廷決定平成13年3月12日 刑集55巻2号97頁）。

¹⁶ 2月内払いクレジットカード契約がクレジットカード契約件数の約95%（令和5（2023）年）を占め、そのほとんどが翌一括払い（マンスリークリア）である（一般社団法人日本クレジット協会「日本のクレジット統計 2023年版」2024.6, pp.22-23. <https://www.j-credit.or.jp/information/statistics/download/statistics_domestic_2023.pdf>）。

¹⁷ クレジットカードの加盟店と加盟店契約を締結する加盟店管理会社・加盟店契約会社（アクワイアラー）（割賦販売法第35条の17の2。阿部高明『逐条解説割賦販売法 第2巻第2版』青林書院, 2023, p.403.）。

2 支払の構造

表2は、支払の構造を整理したものである。キャッシュレス決済の場合、カード、スマートフォン、パソコンといった支払道具を用いて支払行為がなされ、それにより決済手段が移転して決済がなされることを示している。スマートフォンの場合、売買取引等において支払アプリ（スマートフォンなどのモバイル端末に入れられたソフトウェア）等で支払手段が選択され、それに応じて支払行為がなされると、支払手段が機能して決済手段が移転し、決済されて売買代金等の債権が消滅する¹⁸。例えば、スマートフォンを用いてクレジットカードでチャージした電子マネー残高から支払うような場合、1回の取引で、表1に挙げた複数の支払手段が重疊的に関わる形となる。

表2 支払の構造の例

支払道具	支払アプリ等	支払行為	支払手段等	決済手段
現金・預金	—	現金の交付・投入・代金引換、預金振込、コンビニエンスストアでの収納代行（預金振込や収納代行は、BNPLに利用される場合もある。この場合、利用者は、与信を得るのみで支払手段は現金・預金である（NP後払い等）。）		
カード	—	【店頭】タッチ（非接触）、挿し込み+暗証番号等	電子マネー クレジットカード デビットカード	データ 預金 預金
スマートフォン	プラットフォーム（Apple Pay等）	【店頭】タッチ（非接触）、コード読み取り、コード表示 【オンライン】入力	電子マネー クレジットカード デビットカード	データ 預金 預金
	資金移動+前払式支払手段+プラットフォーム（PayPay等） *PayPayクレジットはBNPL。	【店頭】タッチ（非接触）、コード読み取り、コード表示 【オンライン】入力	デジタルマネー（注1） 電子マネー クレジットカード デビットカード	未達債務（注2） データ 預金 預金
	キャリア支払+資金移動+プラットフォーム（d払い等）	【店頭】タッチ（非接触）、コード読み取り、コード表示 【オンライン】入力	キャリア支払 デジタルマネー クレジットカード	預金 未達債務 預金
	キャリア支払（auかんたん決済等）	【オンライン】入力	キャリア支払	預金
	銀行アプリ（銀行Pay等）	【店頭】タッチ（非接触）、コード読み取り、コード表示 【オンライン】入力	デジタルマネー	預金
パソコン	パソコンを用いた支払は、スマートフォンを用いた支払の一部と同様	【オンライン】入力	電子マネー クレジットカード デビットカード	データ 預金 預金

（注1）デジタルマネーは、電子決済手段（即時払いの電子的支払手段。資金決済法第2条第5項）の一種であり、発行価格と同額の償還が約束されたものである。同額の償還約束がある点で、電子マネー（原則として償還禁止）と異なる。

（注2）未達債務とは、資金移動業者が行う為替取引に関し負担する債務（預かった資金の送金債務。資金決済法第43条第2項）。資金移動業者は、原則として送金依頼人に対して資金の送金義務を負い、受取人に対して直接資金の支払義務を負うものではないため、送金完了時点まで未達債務を送金依頼人に対して負う。

（出典）桜井健夫「キャッシュレス支払いの構造・法制度と消費者問題」『現代法学』43号、2022.12、pp.86-87。<<http://hdl.handle.net/11150/11789>>等を基に筆者作成。サービス名等は変更が生じる場合がある。

¹⁸ 桜井健夫「キャッシュレス支払いの構造・法制度と消費者問題」『現代法学』43号、2022.12、pp.85-86。<<http://hdl.handle.net/11150/11789>>

Ⅲ 規制の対象外となっている決済サービスに関する議論

表1のうち、BNPL、キャリア決済、収納代行は、監督官庁や規制する法律がない。規制がないことにより最新の技術や発想を柔軟に用いたサービスの提供が可能である一方、規制のバランスを欠く状況で、規制対象となっていない支払手段が悪質な事業者を利用される可能性がある¹⁹。このような状況で消費者トラブルが生じていることから、消費者委員会は、所管省庁を決め、消費者保護の措置等、法整備を検討することを求めている²⁰。令和2（2020）年の割賦販売法改正時の国会附帯決議では、割賦販売法や資金決済法が適用されない立替払い型の後払いサービスに関する消費生活相談が増えていることに鑑み、事業者による自主的な取組を促進するとともに、その実態を踏まえて必要な措置を講じることが盛り込まれている²¹。本章では、これらのサービスに関する議論を紹介する。

1 BNPL

BNPLには明確な定義はなく²²、カード等を交付せずに都度2月内払いの契約を締結することで²³、割賦販売法の規定が適用されない設計としつつ、包括信用購入あっせん等に類似するサービスの提供が可能になっている²⁴。BNPLで支払った後の決済までの仕組みは、クレジットカード同様の立替払い型のほかに、債権譲渡型、収納代行型、回収代行型、貸金業型等様々なものがあるとされる²⁵。利用者としては、利用直後に支払履歴を確認でき、クレジットカード払い等と異なり清算のタイミングの自由度が高いといったメリットがある²⁶。具体的には、NP後払いやPayPayクレジットなどの例がある（表2）。

一方、BNPLをめぐる課題も多く、BNPL事業者が独自に消費者の与信審査を経てサービスを提供していることに鑑み、割賦販売法を改正して、BNPLを対象に含め、包括的な「消費者信用」法制とする必要性が指摘されている²⁷。BNPLでは、BNPL事業者が独自の与信審査を行っているのに対し、割賦販売法では、クレジットカード会社に過剰与信防止義務が課され、

¹⁹ 阿部高明『逐条解説割賦販売法 第1巻第2版』青林書院、2023、pp.53-54。

²⁰ 消費者委員会 前掲注(5)、p.19。

²¹ 第201回国会衆議院経済産業委員会議録第16号 令和2年6月12日 p.23。参議院でも同趣旨の附帯決議がなされている（第201回国会参議院経済産業委員会議録第5号 令和2年5月12日 p.22。）。

²² 定義案の1つとして「カード等を利用することなく、特定の販売業者が行う購入者への商品若しくは権利の販売又は特定の役務提供事業者が行う役務の提供を受ける者への役務の提供を条件として、当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部に相当する金額の当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む）をするとともに当該購入者又は当該役務の影響を受ける者からあらかじめ定められた時期までに当該金額を受領すること（当該購入者又は当該役務の提供を受ける者が当該販売業者から商品若しくは指定権利を購入する契約を締結し、又は当該役務提供事業者から役務の提供を受ける契約を締結した時から2月を超えない範囲内においてあらかじめ定められた時期までに受領するものに限る）をいう。」といったものがある（前田竣「BNPLサービスと法規制—そのスキームのメリット・デメリット—」『月刊金融ジャーナル』811号、2023.6、p.81。）。

²³ 割賦販売法は、分割払い方式の割賦販売について、支払が2月以上の期間にわたり分割して支払われることを要件としているため、2月内の支払は割賦販売に当たらず、同法の規制を受けない（同法第2条）。

²⁴ 阿部 前掲注(17)、p.6。

²⁵ 松苗弘幸「決済手段の多様化からみる消費者トラブル—口座提供型収納代行サービス、立替払い型の後払い決済サービスなど—」『現代消費者法』49号、2020.12、p.91。

²⁶ 早坂光春「決済手段多様化の潮流」『銀行実務』773号、2023.9、p.23。

²⁷ 深川裕佳「5 いわゆる「立替払い型の後払い決済サービス」における消費者の保護」穴沢大輔ほか編『消費社会のこれからと法—長井長信先生古稀記念—』信山社、2024、pp.96-98。

クレジットカード会員契約の締結時に支払見込額調査が行われる²⁸（表1⑤）。仮に、クレジットカードの審査に通らない消費者がBNPLを多く利用するようになると、利用限度額がクレジットカードに比べて少額であるとはいえ、支払期限までに決済できず遅延損害金を負担するリスクが高まったり、複数のBNPLを利用して多重債務に陥ったりする可能性もある²⁹。

そこで、BNPLについても、割賦販売法の認定包括信用購入あっせん³⁰や少額包括信用購入あっせん³¹における利用者支払可能見込額の算定に類似する支払能力の調査を義務付ける方法が示唆されている³²。BNPL事業者にこのような義務付けを行う場合、登録制の要否、遅延損害金の発生やその利率、その他の手数料の発生等取引条件の表示義務、利息・遅延損害金の計算方法等についても検討が必要となる³³。割賦販売法等に基づき適法・適正に与信調査を行っている事業者が信用情報制度でBNPLによるものも含めた債務全体を把握することができるようになれば、信用情報制度が骨抜きとなる事態を防止できる可能性がある³⁴。

BNPL事業者が加盟する日本後払い決済サービス協会（Japan BNPL Association）³⁵は、令和4（2022）年に「加盟店審査に係る自主ルール」を策定し、加盟店契約時の調査、加盟店契約締結後の定期的な調査、苦情の調査等の割賦販売法類似の内容を定めている³⁶。ただ、同協会に加盟している企業は7社にとどまり³⁷、加盟していない企業によって問題が発生し、加盟店調査措置や利用者の苦情処理等の対応がないことが課題として指摘されている³⁸。

2 キャリア決済

キャリア決済は、スマートフォン等から利用したコンテンツ利用料等を通信・通話料金と併せて支払う後払いの一態様で、資金移動や包括信用購入あっせん（表1）と区別されている³⁹。

²⁸ 包括信用購入あっせんにおける与信に際して、指定信用情報機関の信用情報の利用を義務付け、支払可能見込額を超える与信が禁止されている（割賦販売法第30条の2、第30条の2の2）。

²⁹ 尾島茂樹「イギリスにおける後払決済（BNPL）規制の動向」『CCR』12号、2023.6、pp.106-107。<https://www.j-credit.or.jp/information/download/ccr_12/ccr_paper_12-b.pdf>; 阿部 前掲注(19), p.14; 宮居雅宣「多様化する決済サービスとBNPL—国内外で異なるBNPL事情と展望—」『月刊金融ジャーナル』811号、2023.6、p.75; 谷口栄治「BNPLの普及により懸念される債務問題—求められる消費者・利用者保護対策—」『月刊金融ジャーナル』811号、2023.6、p.86。

³⁰ 包括信用購入あっせん業者のうち、高度な技術を活用して的確な与信審査を行う場合は、認定包括信用購入あっせん業者の認定を受けると、原則の支払見込額調査に代えて、与信審査を行うことができる（割賦販売法第30条の5の4、第30条の5の5）。

³¹ 少額包括信用購入あっせん業者の登録を受けることにより、通常の包括信用購入あっせんの登録を受けずに10万円以下の範囲で包括信用購入あっせんを営むことができ、包括信用購入あっせんの規定の一部の適用が除外される（割賦販売法第35条の2の3、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第24条）。

³² 尾島 前掲注(29), p.107; 阿部 前掲注(19), p.14。

³³ 尾島 同上, p.107。

³⁴ 阿部 前掲注(19), p.14。

³⁵ 日本後払い決済サービス協会ウェブサイト <<https://j-bnpla.jp/>> を参照。

³⁶ 「加盟店審査に係る自主ルール」日本後払い決済サービス協会ウェブサイト <https://j-bnpla.jp/wp/wp-content/uploads/2022/03/J-BNPLA_MemberStoreRule.pdf>

³⁷ 登録制を採っていないためBNPLを提供している企業総数は明らかではないが、令和6（2024）年8月現在、日本経済新聞社 Nikkei Compass に登録されている企業だけで、28社が存在する（「BNPL・後払い決済サービスの会社」Nikkei Compass ウェブサイト <<https://www.nikkei.com/compass/search/Y2F0ZWdvcnk9Y29tcGFueSZ0aGVtZT0xNzgyMw>>）。

³⁸ 内閣府消費者委員会事務局「消費者委員会本会議（第416回）議事録」2023.11.14, p.20。<https://www.cao.go.jp/consumer/content/20231114_gijiroku.pdf>; 池本誠司「第7章 販売信用・資金決済と消費者」日本弁護士連合会編『消費者法講義 第6版』日本評論社、2024, p.196。

³⁹ 池本 同上, p.195。

通信事業者が資金移動業者として登録し、支払のプラットフォーム機能を持つ場合もある⁴⁰。通信料金の支払方法には、銀行口座払いやクレジットカード払い等がある⁴¹。具体的には、auかんたん決済やd払い等の例がある（表2）。

キャリア決済には次のような課題がある。商品やサービスの購入時にキャリア決済が用いられる場合、その代金と通信料金や端末分割代金が合算請求されるため、トラブルとなった場合にその代金の支払のみを停止できず、支払を停止すると通話ができなくなる可能性がある⁴²。通信料金の支払がクレジットカード払いである場合でも、通信料金の支払に対する割賦販売法の適用を拡大して、キャリア決済で発生したトラブルについて問題を解決することは困難である⁴³。

このため、キャリア決済について、通信事業者やゲーム運営会社等に一定の消費者保護対策や苦情の適切処理を義務付ける必要性や、高額の不当請求について通信料金と切り離して一定期間請求を保留することにより通信機能を維持できるようにする必要性が指摘されている⁴⁴。

3 収納代行

収納代行は、金銭債権を有する債権者から委託又は債権譲渡を受けて債務者から資金を収受し、当該資金を直接輸送することなく債権者に移転させる行為（公共料金や商品代金のコンビニエンスストア払い等）が典型的であるとされる⁴⁵。収納代行のうち、収納代行の形式を取りながら実質的に個人間送金を行うサービス（割り勘アプリ等）については、消費者がサービス提供者に対し信用リスクを抱えるおそれがあることから、消費者保護の必要性が高いとして、法改正により資金決済法の為替取引規制の適用対象となっている⁴⁶。

収納代行が原則として資金決済法の対象外となっている理由として、利用者が収納代行業者に支払うことで弁済が終了し、二重払いの危険がないことが契約上明らかであれば、利用者が保護されており、為替取引に関する規制を適用する必要がないことが挙げられる⁴⁷。

しかし、資金移動と収納代行とで規制が異なることの合理性が明らかでなく⁴⁸、資金移動との均衡の観点から、収納代行業者の預り金を分別管理して保全すること、収納代行業者破綻時に利用者が金銭の返還を受けられなくなるリスクを低減するため、収納代行業者が金銭を預かる期間や取扱金額の上限を設定すること⁴⁹、消費者被害において被害回復ができるよう払戻し

⁴⁰ 桜井 前掲注(18), p.93.

⁴¹ 山本正行「多様化・重層化するキャッシュレス決済（第6回）キャリア決済（1）」『国民生活 ウェブ版』123号, 2022.11, p.24. <https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202211_07.pdf>

⁴² 石戸谷豊ほか「創刊15周年記念座談会 実務で直面する壁と克服への歩み—法的救済と制度整備を求めて—」『現代消費者法』60号, 2023.9, p.17. なお、事業者の自主ルールとして、利用者に過失がない場合の不正利用の補償がある（宮園由紀代「キャッシュレス決済の拡大と消費者トラブル」『九州法学会会報』2023, p.41. <https://doi.org/10.20661/kla.2023.0_40>）。

⁴³ 山本 前掲注(41), pp.23-24.

⁴⁴ 山本正行「多様化・重層化するキャッシュレス決済（第7回）キャリア決済（2）キャリア決済のトラブル」『国民生活 ウェブ版』124号, 2022.12, pp.21-22. <https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202212_07.pdf>

⁴⁵ 「金融審議会 決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ報告」2019.12.20, p.16. 金融庁ウェブサイト <https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20191220/houkoku.pdf>

⁴⁶ 同上, p.17. 金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第50号）により、資金決済法第2条の2に規定された。

⁴⁷ 同上, p.16.

⁴⁸ 千葉 前掲注(14), p.15.

⁴⁹ 加毛明「金銭その他の支払手段の預かりに関する規制について」『金融法研究』39号, 2023, pp.70-71.

を行うための既払金返還ルールの創設⁵⁰等の必要性が指摘されている。なお、令和元（2019）年の金融審議会報告書では、イノベーションが進展する中で、事業者の創意工夫により、将来、収納代行の形式を取った新たなサービスが提供される可能性もあることから、収納代行をめぐる動向を注視しつつそれぞれのサービスの機能や実態に着目した上で、為替取引に関する規制を適用する必要性の有無を判断していくことが適当とされた⁵¹。

IV 横断的で整合的な決済法制の構築

消費者委員会は、決済を規制する法律が分散し、消費者にとって分かりにくいだけでなく、規制の隙間や規制の強弱を悪質事業者が利用していることを踏まえ、決済制度の透明性、安全性の観点から、横断的で整合的な決済法制を構築することを求めている⁵²。令和2（2020）年割賦販売法改正時の国会附帯決議でも、決済関連法制の横断化に向けて、近時の技術革新の進展及び国際的な動向等を踏まえ、シームレスで利便性の高い制度となるよう具体的な検討を更に進めることが盛り込まれている⁵³。

支払手段が多様化し、それらに関する規定が複数の法律に分散して内容が不統一であることの是非を問い直す必要性⁵⁴や、支払手段にかかわらず利用者である消費者を保護するために各法律で同等に横断規制する必要性⁵⁵が指摘されている。法規制が断片的で不統一であるため、既存の規制ではうまく対応できず法的リスクを生じさせているとも言われている⁵⁶。ただ、横断的な決済法制の検討に当たっては、各省庁の設置法の改正という極めて重大な論点を含み、個別法の保護法益のみから論じることに限界があることから、パラダイムシフトの必要性を基礎付けることのできる立法事実が認められるかが課題であるとの指摘もある⁵⁷。

また、支払方法は商品・サービスの購入段階では、おおまかに前払い、即時払い、後払いに分類できる一方（表1）、1回の取引において、複数の支払方法を組み合わせて重疊的に用いられ、複雑化している（表2）。資金決済法や割賦販売法の対象となる支払方法が実際に商品・サービスを購入する場面で用いられた場合の規制は明確であるが、そうではない場合は規制の適用を拡大しにくい。支払停止や払戻しを求めてもなかなか対応してもらえず、関与者が多いため責任の所在が曖昧になる⁵⁸。例えば、スマートフォンを用いたコード決済⁵⁹（表2のコード読み取り、コード表示による支払）について、クレジットカードで事前にポイントをチャージしておく場合には、チャージ段階の前払いとクレジットカードによる後払いが混在する。クレジットカードによるチャージはあくまでポイントのチャージのためで、商品・サービスの購入により

⁵⁰ 日本弁護士連合会「金融審議会「金融制度スタディ・グループ」『『決済』法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告（基本的な考え方）』についての意見書」2019.9.12, p.9. <https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2019/opinion_190912.pdf>

⁵¹ 「金融審議会 決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ報告」前掲注(45), p.16.

⁵² 消費者委員会 前掲注(5), p.20.

⁵³ 第201回国会衆議院経済産業委員会議録第16号 前掲注(21); 第201回国会参議院経済産業委員会議録第5号 前掲注(21)

⁵⁴ 大澤彩『消費者法』商事法務, 2023, p.217.

⁵⁵ 金子宏直「キャッシュレス決済の消費者保護—近時の法改正とその宿題—」『現代消費者法』56号, 2022.9, p.52.

⁵⁶ 千葉 前掲注(14), p.17.

⁵⁷ 永井隆光「第3章 改正割賦販売法と今後の立法政策上の課題」千葉編 前掲注(14), p.63.

⁵⁸ 山本 前掲注(41), p.24; 桜井 前掲注(18), p.95.

⁵⁹ バーコードやQRコードを読み取ったり、かざしたりすることで支払ができる決済サービス。

トラブルが発生した場合、実際の購入時にクレジットカード払いを利用していれば加盟店調査措置（表 1⑥）等の割賦販売法の規定の適用が可能な場合であっても、ポイント⁶⁰のチャージ以降の取引については、消費者は割賦販売法に基づく主張をし得ないこととなる⁶¹。

このような課題について、法律ごとに所管省庁が異なることによる縦割り規制により横断規制の実現が妨げられているとの見方もあるが、法理論上、より根本的に、決済の原因となる取引と決済との関係をどのように考えるのか、基本法である民法と関連付けて、多様な支払手段による問題を議論するのが望ましいとの指摘もある⁶²。

おわりに

消費者保護の観点から、消費者委員会からは、規制強化や決済法制の見直しについて様々な提案がなされている一方で、過剰な規制は、事業活動の委縮、技術革新の停滞、ひいては消費者にとっての利便性低下を招く可能性があるため、法整備の検討においては、消費者保護と規制がもたらす影響とのバランスを考慮することとなる。規制を強化しても、規制の間隙を突いた消費者被害がなくなるわけではない。規制の見直しを検討するとともに、新しい技術等がもたらすトラブルについて消費者のリテラシーを高める施策も併せて進めることが求められている⁶³。

補論（諸外国の動き）

個人や企業といった決済サービスの利用者による決済（リテール決済）の法制は、国により枠組みが大きく異なっている。例えば、カード決済について、米国では、取引成立から決済完了までの間に決済サービス業者による利用者への与信があると捉え、リテール金融の観点から、販売信用・消費者金融・決済取引が、連邦レベルでは消費者信用保護法で規定されている⁶⁴。

他方、EU では、販売信用と消費者金融は利用者への与信という観点から包括的な制度となっており、支払猶予、消費貸借及びその他支払猶予にも消費貸借にも該当しない消費者信用契約類型が、消費者信用指令の適用対象となる信用契約として規定されている⁶⁵。決済取引は、別途、口座振込やカード決済を横断的に対象として、決済サービス指令で規定されている⁶⁶。

⁶⁰ 利用者から対価を得て発行される等一定の要件を満たすポイントは、前払式支払手段に該当し、資金決済法の規制対象となる（金融審議会金融制度スタディ・グループ「「決済」法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告〈基本的な考え方〉」2019.7.26, p.16. 金融庁ウェブサイト <https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20190726/houkoku.pdf>）。なお、発行企業が無償で利用者へ付すポイントには対応する法律がない。

⁶¹ 松苗 前掲注(25), pp.91-92.

⁶² 金子 前掲注(55), pp.52-54.

⁶³ 消費者委員会 前掲注(5), pp.31-33.

⁶⁴ 千葉 前掲注(14), pp.10-13. 消費者信用保護法（Consumer Credit Protection Act: CCPA (15 USC Ch. 41)）は、消費者信用のコストの開示、差押えの制限、信用機会均等、公正な債権回収行為、電子資金移動等の規定で構成される。

⁶⁵ Directive (EU) 2023/2225 of the European Parliament and of the Council of 18 October 2023 on credit agreements for consumers and repealing Directive 2008/48/EC, OJ L 30, 2023.10.30. Eur-lex website <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L_202302225&qid=1699861249729>; 山本豊「2023年EU消費者信用指令の適用範囲」『CCR』13号, 2024.6, p.81. <https://www.j-credit.or.jp/information/download/ccr_13/ccr_paper_13-10.pdf>

⁶⁶ Directive (EU) 2015/2366 of the European Parliament and of the Council of 25 November 2015 on payment services in the internal market, amending Directives 2002/65/EC, 2009/110/EC and 2013/36/EU and Regulation (EU) No 1093/2010, and repealing Directive 2007/64/EC (Text with EEA relevance). Eur-lex website <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content>>

現在、諸外国において、消費者信用法改正の動きが相次いでおり、主な内容を表3に示す⁶⁷。近年の改正動向として、BNPLを消費者信用法の適用対象とする動きが特徴的である。EU、ニュージーランドでは、BNPLが消費者信用法制の対象として明記され、オーストラリア、英国においても、検討の対象にBNPLが含まれている。

表3 諸外国における消費者信用法改正の動き及び改正の主な内容

<p>EU「消費者信用契約及び2008年指令の廃止に関する2023年10月18日付欧州議会及びEU理事会指令」 (2023年10月30日公布、2025年11月20日までに加盟国で国内法化し、2026年11月20日までに施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> 200ユーロ(約34,200円)*未満のローンも法規制の適用対象とする(一部の規制の適用除外とすることもできる。)(第2条)。 広告において、消費者への警告、手数料率、コストの総額、契約期間等を表示する義務(第8条)。 契約前に、事業者が、様々な提案を比較できるような情報を消費者に提供する義務(第10条)。 契約前に選択肢にチェックを入れておくなどによる契約内容の暗示の禁止(第15条)。 消費者の要求に基づかない信用供与の禁止(第17条)。 過剰債務防止のため、信用契約締結前に消費者の信用力の審査を実施する義務(第18条)。 契約や契約の変更を紙又は恒久的媒体に記載して全契約者に提供する義務(第20条)。 加盟国は、貸付金利、実質年利、消費者の信用総費用の上限を設ける(第31条)。 信用契約に従事する者が知識・技能を備えるよう加盟国は最低水準を設定して監督する(第33条)。
<p>ニュージーランド「2023年信用契約及び消費者金融改正規則」(2024年9月2日改正規則施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> BNPLについて定義(第三者が提供する商品・サービス購入のため債務者に信用を供与し、法律上消費者信用契約とされる契約で、信用供与者や決済サービス事業者に手数料等が支払われるもの)(第3条)。 消費者信用契約に含まれることを明記しつつ、貸し手に対して信用調査等の過度の負担を課さないよう例外条項を規定(第18J~18L条)。
<p>オーストラリア「2009年全国消費者信用保護法」(改正検討中。2024年3月12日~4月9日に公開協議を実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> 低コスト信用契約が法律の規制対象であることを明確にし、BNPLにも法律を適用する。 低コスト信用サービス提供事業者を免許の対象とし、免許保有者が負う義務を遵守させる。 責任ある貸し手責任を消費者のリスクに応じて拡張性のある枠組みにする。 低コスト信用サービス提供事業者が規制を回避するビジネスモデルを構築できないようにする。
<p>英国「1974年消費者信用法」(改正検討中)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2023年から公開協議を実施。改正まで数年がかりの大改正となる見込み。 検討されている改正内容は、法律の適用範囲、定義、消費者信用サービス提供事業者が消費者に提供すべき情報、法律に規定すべき消費者の権利や消費者保護、制裁の執行手続等多岐にわたる。

* 財務大臣公示報告省令レート(令和6年9月)に基づき、1ユーロ171円として換算。
(出典) EU: Directive (EU) 2023/2225 of the European Parliament and of the Council of 18 October 2023 on credit agreements for consumers and repealing Directive 2008/48/EC, OJ L 30, 2023.10.30. Eur-lex website <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L_202302225&qid=1699861249729>; ニュージーランド: “Credit Contracts and Consumer Finance (Buy Now, Pay Later) Amendment Regulations 2023.” New Zealand Legislation website <<https://www.legislation.govt.nz/regulation/public/2023/0221/latest/whole.html>>; オーストラリア: “Buy Now Pay Later regulatory reforms.” Australian government The Treasury website <<https://treasury.gov.au/consultation/c2024-504798>>; 英国: “Reforming the Consumer Credit Act 1974 Consultation Response,” 2023.7. UK Government website <https://assets.publishing.service.gov.uk/media/64ad0cfc933c10012f9e076/CCA_consultation_response_-_v7_new_format_.pdf>

t/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32015L2366>; 吉田祈代・山本千恵子訳「EU決済サービス指令2015(PSD2)」(電子支払決済法制の新潮流)『比較法雑誌』180号, 2017, pp.223-235. <<https://chuo-u.repo.nii.ac.jp/records/8862>> 現在の指令は、2007年に制定された決済サービス指令(PSD)を2015年に改正してPSD2と呼ばれており、2023年からは、PSD3への改正に向けた検討が進められている(“Payment services.” European Commission website <https://finance.ec.europa.eu/consumer-finance-and-payments/payment-services/payment-services_en>)。

⁶⁷ EUや英国の動きを紹介する文献として、「小特集: EU消費者信用指令2023」『CCR』13号, 2024.6, pp.59-167. <<https://www.j-credit.or.jp/information/ccr.html>>; 尾島 前掲注(29), pp.95-106.